

【清瀬市経済変動対策商工業者支援事業 Q&A】

Q 1. 当該給付金は国や都の給付金や補助金等と重複して申請することはできますか？

A 1. 本給付金は、国や都等の他の給付金等と重複して申請することが可能です。ただし、他の給付金や補助金等の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

Q 2. 当該給付金は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人は対象となりますか？

A 2. 対象となります。

Q 3. 対象とならない業種はありますか？

A 3. 政治活動や宗教活動に関する団体は対象になりません。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、該当営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、代表者や役員又は従業員等が清瀬市暴力団排除条例に規定されている暴力団関係者も対象外となります。

Q 4. 主たる事業所はどこで確認できますか？

A 4. 個人事業主の方は、確定申告の際に提出されている、青色申告決算書（青色申告の方）または収支内訳書（白色申告の方）に記載されている「事業所所在地」欄に清瀬市内の住所が書かれているかを確認してください。空欄の場合は、事業所所在地が清瀬市内にあることが分かる書類（開業届、営業許可証、事業所の賃貸借契約書など）を追加提出してください。法人の場合は、登記上の「本店」又は「本社」として位置付けている店舗となります。

Q 5. 市外に住んでいますが、事業所が清瀬市内にあります。対象ですか？

A 5. 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象です。

Q 6. 市内に住んでいますが、事業所が清瀬市外にあります。対象ですか？

A 6. 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象になりません。

Q 7. 市内に複数の店舗を有していますが、店舗ごとに申請できますか？

A 7. 申請ができるのは、法人または個人事業者あたり 1 回限りです。

Q 8. 決算書の勘定科目に燃料費を計上していませんが、ガソリン代を旅費交通費に計上しています。対象となりますか？

A 8. 燃料費（ガソリン、灯油、オイル、軽油、重油）を燃料費以外の勘定科目（旅費交通費、車両費等）に計上している場合はその勘定科目を明確にしたうえで帳簿、試算表等の根拠書類を提出することで対象とします。前提として事業用に使用したものが対象となります。

Q 9. 最近創業したため、決算書に記載されている経費が1年分ありません。どうすればいいですか？

A 9. 創業時期により決算書に記載された対象経費が1年分に満たない場合、事業年度内（個人事業者は令和3年2月から12月）の任意の月の水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額の20%が1万円以上である場合でも対象とします。この場合、個別条件5に該当するため、対象経費が分かる帳簿や試算表等の根拠書類を提出してください。

Q 10. 法人事業者ですが、新規に創業したため確定申告をまだ行っていません。対象となりますか？

A 10. 令和3年8月から令和4年7月迄の任意の月の水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額の20%が1万円以上である場合対象とします。この場合、個別条件2に該当するため、対象経費が分かる帳簿や試算表等の根拠書類を提出してください。

Q 11. 個人事業者ですが、今年になってから創業したため確定申告をまだ行っていません。対象となりますか？

A 11. 令和4年1月から7月迄の任意の月の水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額の20%が1万円以上である場合対象とします。この場合、個別条件4に該当するため、対象経費が分かる帳簿や試算表等の根拠書類を提出してください。

Q 12. 最近、清瀬市に事業所を移してきましたが対象となりますか？

A 12. 令和4年7月31日時点で清瀬市に事業所があれば対象とします。その場合、清瀬市で事業を開始したことが分かる書類を提出してください。

Q 13. 個人事業者ですが、不動産収入のみの場合は対象となりますか？

A 13. 対象となります。ただし、清瀬市内に物件があることを条件とします。

Q 14. 個人事業者ですが、雑所得等で確定申告していますが対象となりますか？

A 14. 雑所得等で確定申告している場合は、雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく収入を、主たる収入として税務上の雑所得又は給与所得で確定申告している場合対象とします。

Q 1 5. 直近の確定申告書とはいつの申告書ですか？

A 1 5. 直近の確定申告書とは、個人事業者の場合、令和3年分の申告書となります。法人事業者の場合は、直近1期分の申告書となります。

Q 1 6. 確定申告書に収受印が押印されていない場合は対象となりますか？

A 1 6. 原則として、確定申告書には収受印が押印（税務署において e-TAX により申請した場合は受付日時が印字）されていることが必要です。ご自宅から e-TAX による申請の場合は、「受信通知」があることを確認してください。

Q 1 7. いわゆる「ネット銀行」を利用しており、通帳等のない場合はどうしたらよいですか？

A 1 7. 口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）の分かる画面のコピーを提出してください。

Q 1 8. インターネット環境がない場合は、どうすれば申請書を入手できますか？

A 1 8. 申請書をホームページからダウンロードできない方には、産業振興課窓口や清瀬商工会で申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

Q 1 9. 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか？

A 1 9. 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、簡易書留やレターパックなど郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

Q 2 0. 郵送での申請が難しいため、窓口で申請を手伝ってくれませんか？

A 2 0. 感染予防対策のため、原則郵送での申請受付としています。しかしながら、やむを得ず郵送で申請することができない場合、清瀬商工会へ事前予約をすることで令和4年8月8日から申請期限終了までの間、商工会内で税理士が申請サポートを行います。

Q 2 1. 給付額の算出する際に注意することはありますか？

A 2 1. 千円未満切捨てで給付額を算出してください。また、一万円未満は対象外となります。
(例) 154,350 円⇒154,000 円 18,400 円⇒18,000 円 10,490 円⇒10,000 円

Q 2 2. 当該給付金は課税の対象になりますか？

A 2 2. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税されません（逆は課税対象となる）。詳細につきましては最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q 2 3. 給付までにどのくらい時間がかかりますか？

A 2 3. 書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、3週間以内に給付する予定です。申請書類に不備がある場合、再度書類の提出を求めるため、給付までに時間を要します。チェックリストを利用し、必ず必要書類をご確認のうえ、送付願います。

Q 2 4. 既に20万円の交付決定を受けました。この度の給付額増額に伴い差額分を受給したいのですが、申請はどうすればよいですか？

A 2 4. 差額分を受給できる事業者に対しては清瀬商工会から追加交付申請書を送付します。書類に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒でご提出してください。口座が変更となっている場合は、口座情報が分かる書類を添付してください。